

# 東日本大震災による被災者に係る一部負担金等の免除期間延長について

平成 25 年 3 月 1 日以降も、以下の方については、  
引続き、医療機関等での窓口負担は免除となります。

## 1. 窓口負担の免除を受けることができる対象者

東京電力福島原発事故による警戒区域等(※1)の  
すべての住民の方(※2)

## 2. 窓口負担の免除を受けることができる期限

平成 26 年 2 月 28 日まで

(※1)「警戒区域等」とは、

① 警戒区域 ② 計画的避難区域 ③ 緊急時避難準備区域

④ 特定避難勧奨地点(ホットスポット) と指定された4つの区域等をいいます。

(※2)「住民の方」とは、

震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

## 3. 次の場合の自己負担額の免除については、平成 25 年 2 月 28 日 で終了します。

被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合

柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術等

お問合せ先 審査課 TEL 03-3264-4427